
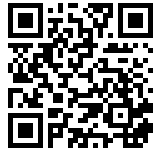


改定後	改定前
<p>E T Cカード特約 (コーポレートカード用・<u>会社一括方式共同利用型用</u>)</p> <p>第4条 (ご利用代金の支払い)</p> <p>(略)</p> <p>3. E T C法人会員および支払責任者は、<u>前条</u>により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。</p>	<p>E T Cカード特約 (スーパー法人共同利用型用)</p> <p>第4条 (ご利用代金の支払い)</p> <p>(略)</p> <p>3. E T C法人会員および支払責任者は、<u>前項</u>により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。</p>
<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C法人会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) E T C法人会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) E T C会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>(6) E T C法人会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混</p>	<p>第9条 (会員保障制度)</p> <p>(略)</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(1) E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C法人会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) E T C法人会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、E T Cカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) E T C会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混</p>

<p>乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条 (退会)</p> <p>1. ETC法人会員がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債務は、ETC法人会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が一部のETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 (退会)</p> <p>1. ETC法人会員がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債務は、ETC法人会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が一部のETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の方法</u>で届け出を行い、<u>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</u>この場合、ETC法人会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第13条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</u>この場合、ETC法人会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第14条 (利用停止措置)</p> <p>当社は、ETC会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはETCカードもしくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、ETC会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、ETC会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路</p>	<p>第14条 (利用停止措置)</p> <p>当社は、ETC会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはETCカードもしくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、ETC会員、<u>管理責任者</u>に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、ETC会員、<u>管理責任者</u>は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの</p>

<p>上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。</p>	<p>利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。</p>
<p>第15条（免責） （略） 2. <u>E T C 法人会員</u>は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずE T Cカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、E T Cカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。 3. 当社は、E T Cカードの機能不良に基づく<u>E T C 法人会員</u>の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。 （略）</p>	<p>第15条（免責） （略） 2. <u>使用者</u>は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずE T Cカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、E T Cカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。 3. 当社は、E T Cカードの機能不良に基づく<u>E T C 会員</u>の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。 （略）</p>
<p>第16条（特約の変更） 本特約の変更については<u>会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第16条（特約の変更、承認） 本特約の変更については<u>当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にE T Cカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。</u>また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、<u>当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p><u>E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u> <u>E T Cシステム利用規程</u></p>  <p>https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p><u>E T Cシステム利用規程実施細則</u></p>	



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>